

(事務連絡)  
平成23年7月6日

健康福祉部社会福祉局 高齢社会課長  
健康福祉部こども局 児童課長  
健康福祉部健康局 医務課長  
産業労働部政策労働局 しごと支援課長  
教育委員会事務局 特別支援教育課長  
各健康福祉事務所長  
各こども家庭センター所長  
身体障害者更生相談所長  
知的障害者更生相談所長  
精神保健福祉センター長

様

健康福祉部障害福祉局 障害福祉課長

【通知】「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の公布について／

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、6月17日に成立し、同24日に公布されましたので、お知らせするとともに、関係機関が連携した体制整備にご協力いただきますようお願いします。

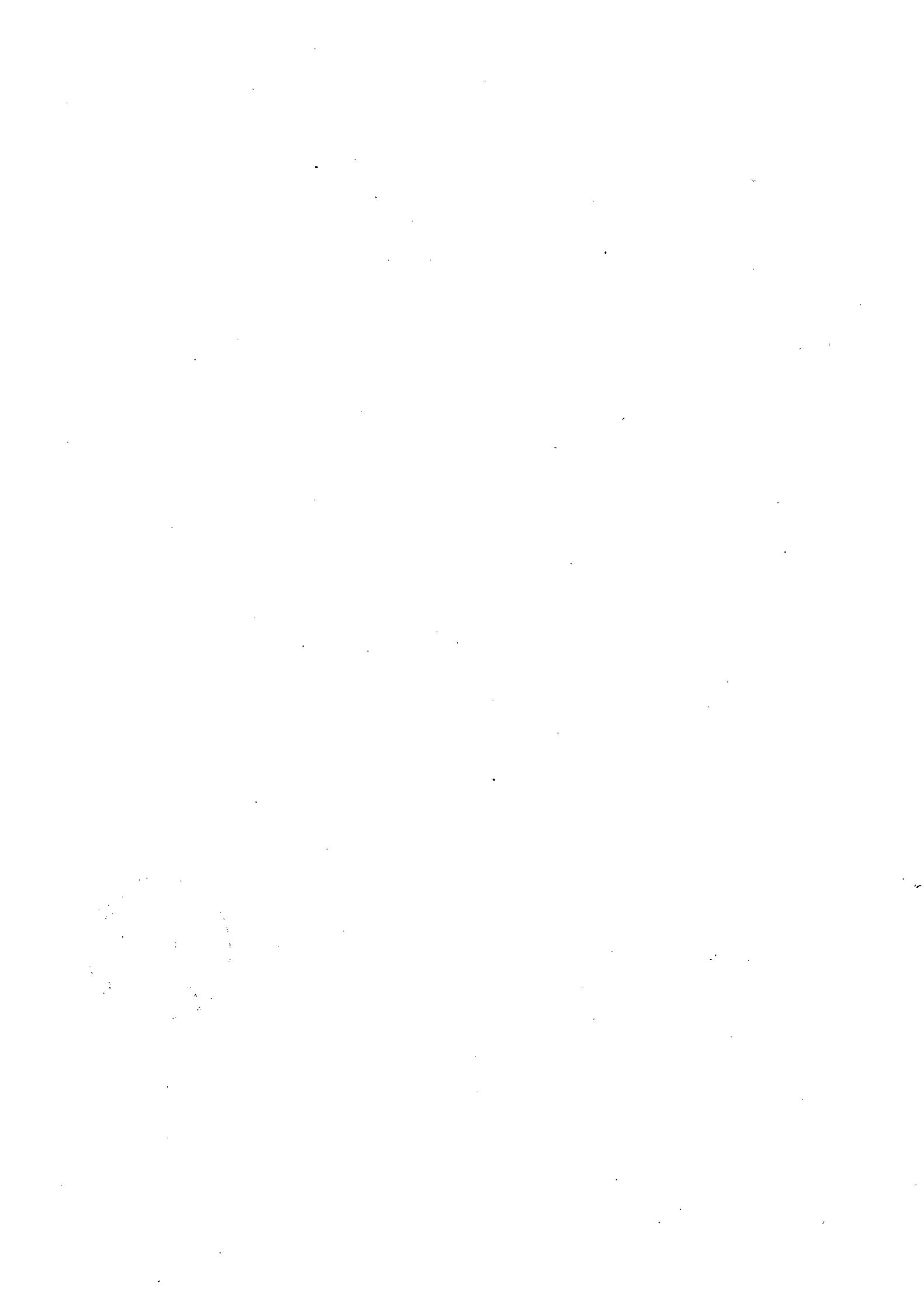
なお、市町の障害福祉所管課、障害福祉サービス事業所等に対しては、別添のとおり通知していますが、貴所属の関係機関・関係団体等への周知をお願いします。



【問い合わせ先】

健康福祉部障害福祉局障害福祉課

計画担当 小阪・山北（電話：078-341-7711（内線3005））



写

社援発0624第3号  
平成23年6月24日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等  
に関する法律の公布について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）については、平成23年6月14日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同17日に参議院で可決成立し、本日公布されたところである（別紙）。

この法律の施行は平成24年10月1日であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、法律の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

また都道府県及び市町村におかれでは、本法律が円滑に施行されるよう、障害者虐待防止対策支援事業等の国庫補助制度の活用等により、障害者虐待の防止等のための体制整備について特段の配慮をお願いする。

さらに、障害者虐待の防止等のための体制整備を行うに当たっては、都道府県労働局、都道府県教育委員会等との連携や、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者虐待防止に関して自立支援協議会等において検討を行い、地域における効果的な連携協力体制を構築されたい。

なお、政省令の制定のほか、この法律の具体的な運用については、追ってお示しする。

## 記

### 第一 総則

#### 1 目的（第1条関係）

本法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものである。

#### 2 定義（第2条関係）

本法律における以下の用語の定義を定めること。

- (1) 「障害者」（第1項関係）
- (2) 「障害者虐待」（第2項関係）
- (3) 「養護者」（第3項関係）
- (4) 「障害者福祉施設従事者等」（第4項関係）
- (5) 「使用者」（第5項関係）
- (6) 「養護者による障害者虐待」（第6項関係）
- (7) 「障害者福祉施設従業者等による障害者虐待」（第7項関係）
- (8) 「使用者による障害者虐待」（第8項関係）

#### 3 障害者に対する虐待の禁止（第3条関係）

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないこと。

#### 4 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

- (1) 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（第1項関係）。
- (2) 障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置

を講ずるよう努めること（第2項関係）。

- (3) 障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとすること（第3項関係）。

## 5 国民の責務（第5条関係）

国民は、障害者虐待の防止等の重要性に対する理解を深めるとともに、地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止等のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

## 6 障害者虐待の早期発見等（第6条関係）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係ある団体並びに障害者福祉施設従業者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他の障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

# 第二 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

## 1 養護者による障害者虐待に係る通報等（第7条関係）

養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者において行われるもの）を除く。以下第二において同じ。を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこと。

## 2 通報等を受けた場合の措置（第9条関係）

- (1) 市町村は、1による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認や当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとすること（第1項関係）。
- (2) 市町村は、1による通報又は(1)の届出があった場合には、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による障害者支援施設等への入所等の措置を講ずるものとすること（第2項関係）。
- (3) 市町村長は、1による通報又は(1)の届出があった場合には、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとする

こと（第3項関係）。

3 居室の確保（第10条関係）

市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について2(2)の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとすること。

4 立入調査（第11条関係）

市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること。

5 警察署長に対する援助要請等（第12条関係）

市町村は、4による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居住の所在地を管轄する警察署長に対し必要な援助を求めることができること等を定めること。

6 面会の制限（第13条関係）

2(2)の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等の長等は、障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができること。

7 養護者の支援（第14条関係）

市町村は、障害者（18歳未満の障害者を含む。）の養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとすること等を定めること。

### 第三 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（第15条関係）

障害者福祉施設の設置者等は、障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとすること。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等

- (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこと（第16条第1項関係）。
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができること（第16条第2項関係）。
- (3) 障害者福祉施設従事者等は、(1)による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項関係）。
- (4) 市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設等の所在地の都道府県に報告しなければならないこと（第17条関係）。

### 3 通報等を受けた場合の措置（第19条関係）

市町村が2(1)による通報若しくは2(2)による届出を受け、又は都道府県が2(4)による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使すること。

### 4 公表（第20条関係）

都道府県知事は、毎年度、障害福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表すること。

## 第四 使用者による障害者虐待の防止等

### 1 使用者による障害者虐待の防止等のための措置（第21条関係）

障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとすること。

### 2 使用者による障害者虐待に係る通報等

- (1) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならないこと（第22条第1項関係）。
- (2) 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府

県に届け出が能够すること（第22条第2項関係）。

- (3) 労働者は、(1)による通報又は(2)による届出（それぞれ虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（第22条第4項）。
- (4) 市町村は、(1)による通報又は(2)による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこと（第23条関係）。
- (5) 都道府県は、(1)による通報、(2)による届出又は(4)による通知を受けたときは、当該通報等に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこと（第24条関係）。

### 3 報告を受けた場合の措置（第26条関係）

都道府県労働局が2(5)による報告を受けたときは、都道府県労働局長等は、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使すること。

### 4 船員に関する特例（第27条関係）

船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る2(5)及び3についての特例を設けること。

### 5 公表（第28条関係）

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表すること。

## 第五 就学する障害者等に対する虐待の防止等

### 1 就学する障害者に対する虐待の防止等（第29条関係）

学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすること。

## 2 保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等（第30条関係）

保育所等の長は、保育所等の職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置など当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすること。

## 3 医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等（第31条関係）

医療機関の管理者は、医療機関の職員等に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすること。

# 第六 市町村障害者虐待防止センター

## 1 市町村障害者虐待防止センター（第32条関係）

- (1) 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとすること（第1項関係）。
- (2) 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとすること（第2項関係）。
  - ① 第二の1、第三の2(1)若しくは第四の2(1)による通報又は第二の2(1)の届出若しくは第三の2(2)若しくは第四の2(2)による届出を受理すること。
  - ② 障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
  - ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

## 2 市町村障害者虐待防止センターの業務の委託（第33条関係）

- (1) 市町村は、市町村障害者虐待防止対応協力者のうち適当と認められるものに、1(2)に掲げる業務の全部又は一部を委託することができること（第1項関係）。
- (2) (1)による委託を受けた者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（第2項関係）。

(3) 通報等の受理に関する業務の委託に関しては、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと（第3項関係）。

### 3 市町村等における専門的に従事する職員の確保（第34条関係）

市町村及び2(1)による委託を受けた者は、障害者の福祉又は権利の擁護に關し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。

### 4 市町村における連携協力体制の整備（第35条関係）

市町村は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

## 第七 都道府県障害者権利擁護センター

### 1 都道府県障害者権利擁護センター（第36条関係）

(1) 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすること（第1項関係）。

(2) 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとすること（第2項関係）。

- ① 第四の2(1)による通報又は第四の2(2)による届出を受理すること。
- ② この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言等を行うこと。
- ③ 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- ④ 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等を行うこと。
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ⑦ その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

### 2 都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託（第37条関係）

- (1) 都道府県は、当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適當と認められるものに、1(2)①又は③から⑦までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができること（第1項関係）。
- (2) (1)による委託を受けた者等は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（第2項関係）。
- (3) 通報等の受理に関する業務の委託に関しては、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと（第3項関係）。

### 3 都道府県等における専門的に従事する職員の確保（第38条関係）

都道府県及び2(1)による委託を受けた者は、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。

### 4 都道府県における連携協力体制の整備（第39条関係）

都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。

## 第八 雜則

### 1 周知（第40条関係）

市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならないこと。

### 2 障害者虐待を受けた障害者の自立の支援（第41条関係）

国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとすること。

### 3 調査研究（第42条関係）

国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策等についての調査及び研究を行うものとすること。

#### 4 財産上の不当取引による被害の防止等（第43条関係）

- (1) 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局等を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとすること（第1項関係）。
- (2) 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとすること（第2項関係）。

#### 5 成年後見制度の利用促進（第44条関係）

国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないこと。

#### 第九 罰則

所要の罰則を規定すること（第45条及び第46条関係）。

#### 第十 施行期日等

##### 1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成24年10月1日から施行すること。

##### 2 検討（附則第2条）

政府は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

##### 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正（附則第3条関係）

65歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者と

みなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用すること。

以上



# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとつて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することとする。

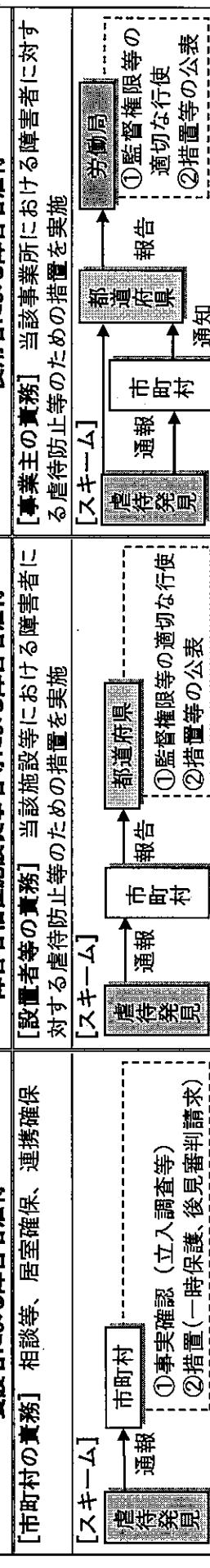
## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

## 虐待防止策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止の実施の規則、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

## 養護者による障害者虐待



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、家庭の高齢者虐待防止法を、家庭の法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。





(号外) 独立行政法人国際印刷局

- [法 律]
- 日 次
- (一七九) ○関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令(一七八)
- (一八〇) ○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令
- (一八一) ○放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一八〇)
- (一八二) ○放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八一)
- (一八三) ○東日本大震災復興対策本部令
- (一八四) ○情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律
- (一八五) ○母体保護法の一部を改正する法律
- (一八六) ○東日本大震災復興基本法(七六)
- (一八七) ○津波対策の推進に関する法律(七七)
- (一八八) ○スポーツ基本法(七八)
- (一八九) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(七九)
- [政 令]
- (一九〇) ○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(七九)
- (一九一) ○東日本大震災復興基本法(七六)
- (一九二) ○東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(一八三)
- [規 则]
- (一九三) ○人事院規則二二一〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する人事院規則(人事院二二一一〇一)
- (一九四) ○人事院規則二二一〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する政令(一九五)
- (一九五) ○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令(一九六)
- (一九六) ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一九七)
- (一九七) ○民間資金等活用事業推進会議令

- (一九八) ○平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領を定める件  
(国土交通六七六)
- (一九九) ○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件  
(同一九四)
- (二〇〇) ○平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領を定める件  
(国土交通六七六)

**本号で公布された法令のあらまし**

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(法律第七三号)(厚生労働省)

〔一〕独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散の規定を削除することとした。(第二〇三条関係)

〔二〕独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、旧船員保険法の施設の運営又は管理の業務を特例として行うものとする」とした。(附則第四条関係)

〔三〕独立行政法人地域医療機能推進機構への改組(改正法第二条関係)

〔四〕題名及び名称の変更

〔五〕機構は、政府から出資を受けた病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、地の医療、周産期医療及び小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とする医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。(第三条関係)

〔六〕事務所

〔七〕機構は、主たる事務所を東京都に置くものとすることとした。(第四条関係)

〔八〕役員

〔九〕機構は、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内及び非常勤の理事五人以内を置くことができるものとするほか、役員の任期について所要の規定の整備を行つたとした。(第六条及び第八条関係)

平成23年6月24日 金曜日

(一) 都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等	都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができるとした。(第三一条関係)
(二) スポーツ推進委員会	市町村の教育委員会(特定地方公共団体においては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとすることとした。(第三三条関係)
(三) 國は地方公共団体、学校法人又はスポーツ団体に対し、地方公共団体はスポーツ団体に対し、それぞれ彼らの行うスポーツの振興のための事業に要する経費の一部を補助することができることとした。(第三十三条、第三十五条関係)	6
(四) 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条関係)	5
(五) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。	4

(一) に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とすることとした。(第一条规定)
(二) 定義
(一) この法律において「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者をいうこととした。
(二) 第一条第一項関係
(一) この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいうこととした。(第二条第六項関係)

(一) この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をい
(二) 第二条第六項関係
(一) この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次に掲げる行為であることをい
(二) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
(三) 障害者に対する著しい暴力、著しく拒絶的対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(四) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
(五) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(一) 障害者に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。
(二) 障害者を萎弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
(三) 障害者による障害者虐待(一八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下7において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととした。(第七条第一項関係)

- (一) 市町村は、〔による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認のための措置を講ずることとし、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との対応について協議を行うものとするとした。
- (二) (第九条第一項及び第三五条関係)
- (三) 市町村は、〔による通報又は〔の届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が國られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による障害者福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置を講ずるものとすることとした。この場合において、当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定を適用することとした。(第九条第二項関係)
- (四) 市町村長は、〔による通報又は〔の届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により後見開始等の審判の請求をするものとするとした。(第九条第三項関係)
- (五) 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じてゐるおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができることとした。(第一一条第一項関係)

- (六) 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉サービスの研修の実施、当該障害者福祉施設従事者等の研修の実施のため、その他当該障害者福祉施設を利用する、又は当該障害者サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族から当該障害者の苦情の処理の体制の整備その他の障害者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとするとした。(第二一条関係)
- (七) 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを報告するため必要な措置を講ずるものとするとした。(第一五条関係)
- (八) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと疑われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととした。(第一六条第一項関係)
- (九) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができるものとした。(第一六条第二項関係)
- (十) 市町村は、〔による通報又は〔による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設従事者等による障害者に対する使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないこととした。(第一七条関係)
- (十一) 市町村が〔による通報若しくは〔による届出を受け、又は都道府県が〔による報告を受けたときは、市町村又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害者サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者虐待の防止に適切に行使するものとすることとした。

- (十二) 就学する障害者等に対する虐待の防止等
- (十三) 学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害者及び障害者に関する法律その他の関係法律の規定による権限を適切に行使するものとすることとした。
- (十四) (第一六条関係)
- (十五) 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター
- (十六) 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとすることとし、市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行ふものとするとした。(第三二条第一項及び第二項関係)
- (十七) (1) 7月、8月若しくは9月若しくは10月による届出若しくは8月若しくは9月による通報又は届出を受理すること。
- (十八) (2) 義護者による障害者虐待を受けた障害者の保護並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るために、社会福祉法、障害者自立支援法その他の法律の規定による権限を適切に行使するものとすることとした。

- (十九) (3) 障害者虐待の防止及び義護者に対する指導及び助言を行うこと。
- (二十) (2) 義護者による障害者虐待を受けた障害者のため、障害者及び義護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- (二十一) (3) 義護者による障害者虐待を受けた障害者のため必要な措置を講ずるものとするとした。
- (二十二) (4) 指導に關する広報その他の啓発活動を行うこと。

(1) 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。とし、都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行ふものとするとした。(第三十六条第一項及び第二項関係)

(2) この法律の規定により市町村が行う措置の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

(3) この法律の規定により市町村が行う措置の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

(4) 障害者虐待を受けた障害者に関する各般問題及び養護者に対する支援に關し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

(5) 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を受けること。

(6) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

(7) その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

12

(1) 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する

る法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとした。(附則第一条関係)

(2) この法律は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

1 ◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令(政令第一七五号)(厚生労働省)

1 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二三年法律第七三号)の一部の施行に伴い、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する規定の削除等、所要の規定の整理を行うこととした。(本則及び附則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一七八号)(財務省)

1 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(以下「協定」という)における関税についての便益の適用を受けるために必要な原产地證明書等に関する所要の規定の整備を行うこととした。(関税法施行令第六一条関係)

2 協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、当該措置の対象となる国際約束に当該協定を追加する」ととした。(関税暫定措置法施行令第一九条の二関係)

3 特惠関税制度について、インドを原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとした。(関税暫定措置法施行令第二五条関係)

4 この政令は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一七六号)(内閣府本部)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一七六号)(内閣府本部)

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇民間資金等活用事業推進会議令(政令第一七七号)(内閣府本部)

1 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとした。(第一条関係)

2 民間資金等活用事業推進会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。(第二条関係)

3 民間資金等活用事業推進会議の運営に關し必要な事項は、会長が民間資金等活用事業推進会議に諮つて定めることとした。(第三条関係)

4 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成二三年六月三〇日)から施行することとした。

◇関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一八二号)(内閣官房)

1 その他関係政令について所要の規定の整備をすることとした。(第二条、第四四条関係)

2 所要の経過措置を定めることとした。

3 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二一年法律第六五号)の施行の日(平成二三年六月三〇日)から施行することとした。

◇東日本大震災復興対策本部令(政令第一八二号)(内閣官房)

1 東日本大震災復興対策本部(以下「本部」といふ)の地方機関として、盛岡市に岩手現地対策本部、仙台市に宮城現地対策本部、福島市に福島現地対策本部を置くこととし、管轄区域を、それぞれ岩手県(宮城県、福島県)とした。(第一条関係)

2 東日本大震災復興対策本部長補佐

1 本部に、東日本大震災復興対策本部長補佐二人を置き、内閣官房副長官又は関係府省の副大臣若しくは大臣政務官たる東日本大震災復興対策本部員のうち、内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとした。(第二条関係)

3 東日本大震災復興構想会議

1 東日本大震災復興構想会議(以下「会議」という)の議長及び委員の任期は二年とし、非常勤とするすることとした。(第三条関係)

2 会議に、議長代理二人以内を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てるものとするとした。(第四条関係)

3 特別の事項について助言を求めるため必要があるときは、会議に、非常勤の特別顧問一人を置くことができるものとし、卓識した識見を有する者たちから内閣総理大臣が任命するものとするとした。(第五条関係)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)  
**第二十八条** 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割的重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

## (ドーピング防止活動の推進)

**第二十九条** 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従つてドーピングの防止活動を実施するため、公益財團法人日本アント・ドーピング機構(平成十三年九月十六日)に財團法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。と連携を図りつゝ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (第四章 スポーツの推進に係る体制の整備)

## (スポーツ推進会議)

(第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一體的かつ効率的な推進を図るために、  
都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行つものとする。(第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を審議させるため、条例で定めると  
ころにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という)を置くことができる。

## (スポーツ推進委員会)

## (第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その是)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行つのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員会を委嘱するものとする。

## (二) スポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地

方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)

の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対する指導及び助言を行うものとする。

**第三章 国の補助**

**第三十三条** 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、  
次に掲げる経費について、その一部を補助する。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

**第五章 国の補助等**

**第三十四条** (国の補助)

**第三十五条** (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 政府は、スポーツに関する施策を総合的(スポーツ振興法の在り方の検討)に推進するための行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 國は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が國のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

**第三十六条** 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に開示し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

**第三十七条** 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体

(学校における体育に関する事務を除く)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聽かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

(放送大学学園法の一一部改正)

**第六条** 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中、「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を

「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

**第七条** 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

「スポーツ基本法(平成二十二年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

**第八条** 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第一項」を

「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号))

第十一条に規定する社会教育関係団体をもつて)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等、地方公共団体にあつては教育委員会(特

別項又は前条の規定により社会教育関係団体

第三十二条第一項の規定により委嘱されたス

ポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

**第五条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)」に改める。

(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号))

第十一条に規定する社会教育関係団体をもつて)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部

科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等、地方公共団体にあつては教育委員会(特

別項又は前条の規定により社会教育関係団体

第三十二条第一項の規定により委嘱されたス

ポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

**第五条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭

和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)」に改める。

(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号))

第十一条に規定する社会教育関係団体をもつて)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部

科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等、地方公共団体にあつては教育委員会(特

別項又は前条の規定により社会教育関係団体

第三十二条第一項の規定により委嘱されたス

ポーツ推進委員とみなす。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条第一項・第三十一条)
第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者福利擁護センター(第三十二条第一項)
第七章 雜則(第四十条第一項)
第八章 罰則(第四十五条第一項)
附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する國等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者による障害者の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止下、「養護者に対する支援」という)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

二 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

三 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものとく。

四 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの魔法(平成十四年法律第六十六号)

第五章 第一条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という)に係る業務に從事する者をいう。
第六章 第一条第一項に規定する障害者虐待とは、障害者に対する著しい暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
第七章 第一条第一項に規定する障害者虐待とは、障害者に対する著しい暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
第八章 第一条第一項に規定する障害者虐待とは、障害者に対する著しい暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
附則 第一条第一項に規定する障害者虐待とは、障害者に対する著しい暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当地に処分することその他当該障害者がから不当地に財産上の利益を得ること。
三 養護者又は不適な差別の言動その他の障害者に対する著しい外傷を与える言動を行ふこと。
四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所してその他の障害者の身体を拘束すること。
五 障害者から不当地に財産上の利益を得ること。
六 障害者に対する虐待の禁止

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当地に処分することその他当該障害者がから不當地に財産上の利益を得ること。
三 養護者又は不適な差別の言動その他の障害者に対する著しい外傷を与える言動を行ふこと。
四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所してその他の障害者の身体を拘束すること。
五 障害者から不当地に財産上の利益を得ること。
六 障害者に対する虐待の禁止

二 養護者又は不適な差別の言動その他の障害者に対する著しい外傷を与える言動を行ふこと。
三 養護者又は不適な差別の言動その他の障害者に対する著しい外傷を与える言動を行ふこと。
四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による暴力までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
五 障害者から不当地に財産上の利益を得ること。
六 障害者に対する虐待の禁止

## (障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章

## 養護者による障害者虐待の防止

(養護者に対する支援等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出を受けた者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずることとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)との対応について協議を行つものとする。

## 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又

は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者によることにより障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が困難であるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者が福社法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第一号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

## 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援のための措置を講じられるよう努めなければならない。

(神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

## (居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受

## (立入調査)

第一十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合には、当該立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要な限りで、これの提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要な限りで、これの提示しなければならない。

## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

## 第十三条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第一号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身

の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

## 第三章 障害者福祉施設従事者等による障

害者虐待の防止等

## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害者福祉サービス事業等を行つ者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する、又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

## (市町村の制限)

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合には、当該立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要な限りで、これの提示しなければならない。

## (会員の制限)

第十八条 市町村は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合には、当該立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要な限りで、これの提示しなければならない。

## (居室の確保)

第十九条 市町村は、養護者による障害者虐待を受

## (養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第一号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

3 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたこと理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第十七条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第一項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

**第十二条** 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るために、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第二百二十一号)、その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(報告を受けた場合の措置)

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

**第十八条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものである場合は、当該通報又は届出をした者を特定させた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第十九条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害者サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るために、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者自立支援法その他の関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等)

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(公表)

**第二十一条** 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(公表)

**第二十二条** 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(公表)

**第二十三条** 都道府県は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待の報告を受けた場合は、当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

**第二十四条** 市町村が第十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出を受けた者を特定させた都道府県の職員についても、同様とする。

(公表)

**第二十五条** 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出を受けた者を特定させた都道府県の職員についても、同様とする。

(公表)

**第二十六条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待の報告を受けた場合は、当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(公表)

**第二十七条** 船員法(昭和二十二年法律第二百四十九号)第三十九条第一項に規定する使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」と、「第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署若しくは公共職業安定所長」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは、「船員法(昭和二十二年法律第二百四十九号)」とする。

(公表)

**第二十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待の報告を受けた場合は、当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(公表)

**第二十九条** 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号))第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第二項に規定する各種学校をいう。以下同じ。の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待及び障害者に関する理解を深めるための相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待及び障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(船員に関する特例)

**第三十条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号))第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第二項に規定する施設を目的とするもの(少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対する虐待に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

**第三十一条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号))第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第二項に規定する施設を目的とするもの(少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に対する虐待に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。



(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不當に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものと

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにならなければならない。

第八章 約則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは逃避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安

全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の

障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等

のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を

勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第七百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第一条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一

部を改正する法律(平成二十三年法律第二百五十八号)を加え、「社会保険庁長官が」を「社会

保険庁長官(同法第四十六条の規定により委任を受けて職員を含む。以下この条において同じ。)が

に改め、「独立行政法人等の保有する個人情報の保

護に関する法律」の下に「平成十五年法律第五十九号」を加える。

平成二十三年六月二十四日

### 政令

#### 令

附則第四条中、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の下に「平成十五年法律第五十九号」を加え、「社会保険庁長官(同法第四十六条の規定により委任を受けて職員を含む。以下この条において同じ。)が

に改め、「独立行政法人等の保有する個人情報の保

護に関する法律」の下に「平成十五年法律第五十九号」を加える。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

厚生労働大臣 細川 律夫

政令第百七十五号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

第四条から第八条までを次のように改める。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条から第八条までを次のように改める。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条から第八条までを次のように改める。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

厚生労働大臣 細川 律夫

政令第百七十六号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

の施行期日を定める政令を制定する。

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第五十七号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一

号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三

年六月三十日とする。

内閣総理大臣 菅 直人

厚生労働大臣 細川 律夫

文部科学大臣 高木 義明

法務大臣 江田 五月

内閣総理大臣 菅 直人

国土交通大臣 大畠 章宏